ちゅうきん

インターネット払込サービス補償制度

中国銀行では、お客さまに安心して「ちゅうぎんインターネット払込サービス」をご利用いただくために、補償制度を設けております。

■補償制度のしくみ

補償制度とは、「ちゅうぎんインターネット払込サービス」において、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、一事故あたり3,000万円を限度に当行が補償させていただく制度です。

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当行が判定した事故をいいます。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または当行の調査(調査会社による調査を含みます)により、当行が検討・判定した結果にもとづくものといたします。

補償対象とならない場合

- ●お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- ●警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- ●不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当行へ事故の届出をしていただけなかった場合
- ●お客さま、またはお客さまの従業員様等(お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方)の故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による損害であった場合
- ●お客さまの従業員様等(お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方)が加担した不正による損害であった場合
- ●いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合、 またはメールアドレスをご登録されていない場合
- ●ウイルス対策ソフトをご利用されていない場合
- ●利用端末およびクラウド上にID・パスワード等の認証情報を保存していた場合
- ●天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合
- ●直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合



補償制度についての注意事項

補償制度をご利用いただくための特別な申込みは必要ありませんが、「セキュリティソフト」の導入や、「メールアドレス」(除フリーメール)のご登録等が必要となりますので、ご注意ください。

なお、当行でも無償のセキュリティソフト(SaAT Netizen・サートネチズン)を当行ホームページを通じて提供しております。

操作方法など、ご不明な点のお問い合わせはこちらまで

ちゅうぎん テレフォンバンキングセンター

00 0120-234-273

または 086-801-2080(通話料有料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

十.日.祝日.休日 9:00~17:00

(1月1日~3日、5月3日~5月5日、12月31日を除きます)

